

平成27年度「関西総合物流活性化モデル」認定事業（仮称）実施要領

平成27年11月●●日

国際物流戦略チーム

1. 趣旨

(1) 目的

本事業は、関西の陸・海・空の物流全般において、事業者主体による、産業界のニーズに的確に対応した独自性の高い国際物流サービスの開発と普及を促進することにより、関西の産業発展と物流の機能強化に寄与することを目的とします。

(2) 概要

本事業では、関西の物流全般を対象に企画を募集し、その中から、産業界のニーズを的確に満たす独自性あるビジネスモデルを認定し、事業促進を支援します。

2. 募集方法

(1) 応募対象

- ①：過去に国際貨物の取り扱い実績がある物流企業、商社、荷主企業
- ②：①の事業者に対し物流に関連するサービスを提供する事業者
- ③：①または②の事業者を代表とする協議会等の団体
- ④：その他、適当と認められる事業者

(2) 提案事業企画の要件

- ・ 関西の物流機能（陸・海・空）を利用した国際物流の効率化や促進、あるいは環境改善に寄与する事業であること
- ・ 先進性、あるいは独自性の高い取組であること
- ・ 実施事業について、適宜の情報提供、成果（取扱貨物量、効果、事例等）の公表ができること
- ・ 認定の翌年度に事業を開始し、一定の期間継続して実施されること

(3) 募集スケジュール

平成27年11月●日 応募受付開始（～平成28年1月●日募集締切）

平成28年2月中旬 事業認定可否決定

平成28年3月頃 国際物流戦略チーム本部会合において認定結果を報告

※募集締切後の審査期間中に評価委員会を開催し、申請者より申請内容について事業概要等を委員にご説明いただく予定です。

(4) 応募書類の提出

別紙1「平成27年度関西総合物流活性化モデル 認定申請書」に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、下記の書類提出先にメール又は郵送でご提出ください。

ご提出いただいた書類及び資料の返却はいたしませんので予めご了承ください。

3. 認定方法

応募された提案事業については、「関西総合物流活性化モデル評価委員会」により事業内容を審査のうえ認定します。委員による審査は、別紙2「関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準」に沿って行います。委員会において事業内容について応募事業者からプレゼンしていただくほか、必要に応じて収支計画、貨物量の見込み等を提出していただくことがあります。

4. 支援内容

(1) 国際物流戦略チーム本部会合での告知

認定された事業の応募主体は、国際物流戦略チーム本部会合において、事業内容を発表し、関係者に周知することができます。

(2) その他広報活動

認定された事業は、事業の内容に応じて国際物流戦略チームによる告知活動など、事業普及・拡大のための各種支援を行います。

5. 申請書類提出先・問い合わせ先

(空港関連)

大阪航空局 空港部 関西国際空港・大阪国際空港課 担当：大畑、天野

TEL：06-6949-6209 FAX：06-6949-6219

Mail：tenno-s46eq@cab.mlit.go.jp

〒540-8559 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 14F

(港湾関連)

近畿地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 担当：黒川、島津

TEL：078-391-3102 FAX：078-325-8288

Mail：shimadu-k86s3@mlit.go.jp

〒650-0024 神戸府中央区海岸通2-9 神戸地方合同庁舎

(その他物流関連)

近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課 担当：杉本、待田

TEL：06-6949-6410 FAX：06-6949-6169

Mail：machida-h57e9@mlit.go.jp

〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 12F

※国際物流戦略チームは、阪神港や関西国際空港等の活用等を図りつつ、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を目指し、産学官が一体となって各種方策に取り組む組織です。

産：関経連、商工会議所、船社、港運・倉庫、フォワーダー、陸運、内航海運 等

学：大学・研究機関等、経済・物流の学識経験者

官：総合通信局、財務局、税関、経済産業局、地方整備局、運輸局・運輸監理部、
航空局、海上保安本部、入国管理局、検疫所、関係府県市 等

別紙1

平成27年 月 日

申請者名

代表者名

印

平成27年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサー ビス名	
2. 事業概要	
3. 事業期間	
4. 関西地域の物流促 進に寄与する点	
5. 事業の独自性や 先進性	
(参考) 国際物流戦略 チームに期待す るサポート	

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

以上

平成27年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 □□ ▲▲ 印

平成27年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書（記載例）

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサービス名	内航コンテナ船による九州-阪神港間輸送
2. 事業概要	九州地域発着の東南アジア、北米向け貨物を、阪神港にフィーダー輸送し、阪神港で本船に積み替えて輸送する。
3. 事業期間	H28年4月から
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	釜山港等でトランシップされていた貨物を阪神港トランシップに切り替えることで、阪神港の国際物流貨物量の増加に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	既存サービスよりも寄港先、寄港スケジュールを拡充し、顧客のニーズを的確に満たす。
(参考) 国際物流戦略チームに期待するサポート	・九州、四国、中国地方での知名度向上のために、各地方の国際物流戦略チームに対する広報。 ・関西荷主企業への周知。

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

平成27年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 □□ ▲▲ 印

平成27年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書（記載例）

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサービス名	関空を利用した「食の輸出」促進事業
2. 事業概要	注目度の増している日本食に着目し、関西から海外への輸送を拡大するため、食料品の輸出の促進に資する新しい輸送のサービスを構築する。
3. 事業期間	H28年4月から
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	食料品向けに低コストで利便性の高い輸送サービスを提供することで、日本発海外向けの食料品輸送の地位を確立し、関空からの輸出促進に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	食料品を空港内で適切に保管、梱包できる施設を完備することで「食の輸出」を促進する。
(参考) 国際物流戦略チームに期待するサポート	各PR媒体を活用した広報支援

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

平成27年11月●日

関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準

【評価・採択基準】

関西総合物流活性化モデルの評価については、以下の項目について、提出書類及びプレゼンテーション等に基づき総合的に判断し、認定事業の採択を決定する。

評価項目
① 関西の物流促進効果が見込めるか
② 独自性の高い、あるいは先進的な取組であるか
③ 事業の遂行能力があり、継続性が見込めるか
④ 事業の実施体制が適切であるか

【各評価項目の採点方法】

① 物流促進効果

採点基準
・ 物流量の拡大が具体的に見込める ・ コスト削減効果が見込める ・ リードタイムの短縮が見込める ・ 輸送品質の向上が見込める ・ セキュリティ水準の向上が見込める ・ 在庫管理、生産管理の向上が見込める ・ 陸、海、空の異なるインフラの事業者が連携した取組である ・ 関西の物流施設（空港・港湾・鉄道・道路など）を利用したサービスの充実が見込まれる ・ 顧客の物流上のニーズを満たすサービスである など

② 独自性・先進性

採点基準
・ 業界において先進的な物流アイデア、技術を活用した取組である ・ 既存の商慣行・商習慣を変革し、物流の効率化を実現したものである ・ 既存のビジネスモデルを工夫・改良し、サービスの充実を図るものである ・ 将来的に関西物流の発展につながる構想を有する ・ 関西の地域的特長を生かした、あるいは地域に根差した事業である など

③ 安定性・継続性

採点基準	
<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画の内容が具体的である・ 事業の遂行能力を有しており、安定的に事業を実施できる・ 事業遂行上の手法は適切である・ 翌年度以降も事業を継続する見込みがある	など

④ 実施体制

採点基準	
<ul style="list-style-type: none">・ 適切な人員、組織、設備等を有しており、実施体制が適切である・ 事業者同士の連携が円滑に行われる体制が整えられている	など

以上